

第7節 自治体は「関係人口」とどのように向き合うべきか？

～ 参加・協働の観点からの一考察 ～

三浦正士（長野県立大学グローバルマネジメント学部 講師）

1. 関係人口の「関係」とは何か？

近年、本格的な人口減少社会が到来するなかで、地域づくりの担い手として「関係人口」に対する注目が高まっている。関係人口という概念をいち早く提唱した高橋によれば、関係人口とは、「地域や、その地域の人々とさまざまな形で継続的に関わる地域外の人々」⁴⁶である。また、田中は、関係人口に関する先行研究を踏まえつつ、関係人口を空間、時間、態度の3点から「特定の地域に継続的に関心を持ち、関わるよそ者」と定義し、「定住人口でも交流人口・観光客でもなく、そして、企業でもボランティアでもない、新たな地域外の主体の概念である」としている⁴⁷。なお、「人口」はある特定の間人間の集団の総数を指す統計的な概念であるが、先行研究では、先述の定義を踏まえて地域と関わりをもつ地域外の個人々人を対象として用いられることが多く、本節でも同様に「人」を表わす語として用いる。

関係人口を創出し、あるいは関係人口とのつながりを深化させようとする取り組みが全国の自治体において進められつつあるが、上記の関係人口の定義にある「関心をもつ」や「関わる」の意味合いが極めて広いこともあって、自治体の取り組みの内容もまた多岐にわたっている。そのため、まずは関係人口の「関係」とは何か、先行研究を踏まえ整理しておきたい。

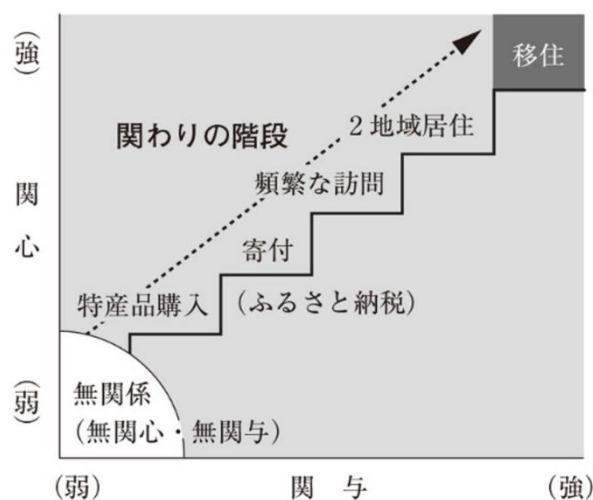
田中は、関係人口の代表的なライフスタイルとして、「買う」「行く」「働く」の3つに分類している⁴⁸。「買う」は、地域の製品の購入やアンテナショップ、地域の食材を使用する飲食店の利用、ふるさと納税やクラウドファンディングなどが該当する。「行く」は、実際に地域へ足を運び、祭りやイベント、プロジェクトに参画するなど、住民を手伝うことがイメージされている。最後に、「働く」は、地域に行かずに活動することが想定されており、地域のプロジェクトのアイデア出しを行ったり、地域外で応援大使を務めてイベントを告知したりすることがイメージされている。地域側から関係人口のライフスタイルをとらえれば、「買う」は主として地域経済への貢献に資するものであり、「働く」は地域づくりの担い手としての役割が期待されるものであり、「行く」は行動内容に応じて両者に関わるものである。

⁴⁶ 高橋博之（2025）『関係人口』光文社新書、p.59。

⁴⁷ 田中輝美（2021）『関係人口の社会学—人口減少時代の地域再生—』大阪大学出版会、p.77。

⁴⁸ 田中輝美（2025）『関係人口の時代』中公新書、p.5。

図1 関係人口の図式化と「関わりの階段」



出典：小田切徳美（2021）『農村政策の変貌』p. 216

のから順に、特産品購入、寄付（ふるさと納税）、頻繁な訪問、二地域居住を階段状に位置づけている。

2. 関係人口と自治体の関係性を考える

（1）関係人口と自治体の「関わり」の多様性

一方で、田中や小田切の分類は、本節の問題関心である自治体と関係人口の関係性を考えるには必ずしも適していない面がある。例えば、特産品の購入は、自治体が運営するアンテナショップの利用など、大なり小なり自治体との関わりをもつ場合もあるが、民間企業の運営するネットショップでの購入など、自治体との関わりが想定しづらい場合も含まれる。また、政策形成への参加など、より自治体と密接な関係をもつ関わりも想定されるが、これらの分類では見えづらい。そのため、関係人口の行動（関与）を、自治体との関わりという観点から整理することを試みたい。

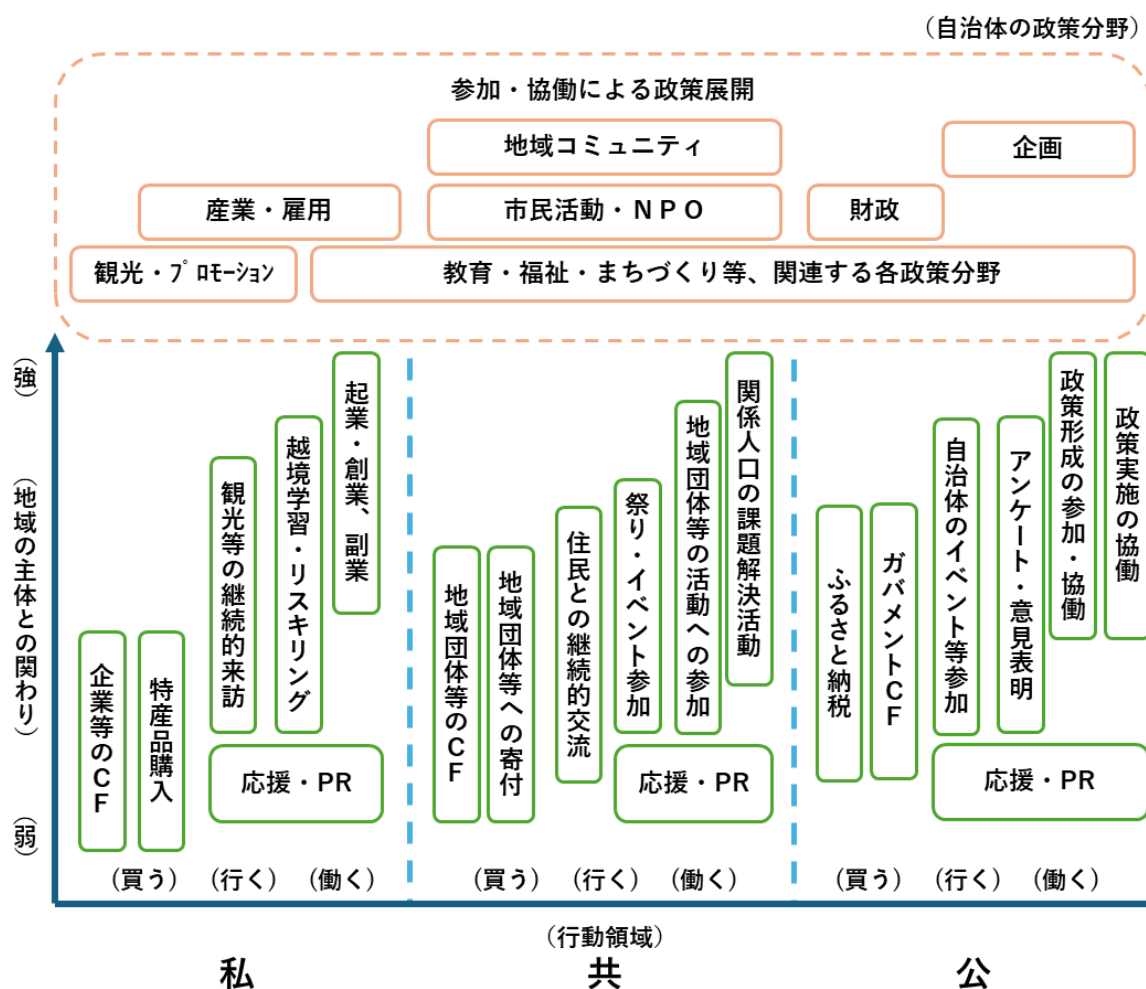
図2が、そのイメージ図である。まず、横軸は、関係人口の行動する領域を公・共・私に大きく分けたうえで、各領域をさらに田中の「買う」「行く」「働く」に分類して表記している。なお、公・共・私のかみえ方にはさまざまなものがあり、例えば、井出は、公を「保障の場」、共を「生活の場」、私を「生産の場」としている⁴⁹ほか、担い手に着目して公を政府（ファーストセクター）、共を地域コミュニティ組織やNPO等（サードセクター）、私を企業等（セカンドセクター）と捉えるものもある。この図では、主に後者の観点、すなわち関係人口の行動と

⁴⁹ 日本都市センター編（2017）『超高齢・人口減少時代に立ち向かう—新たな公共私の連携と原動力としての自治体—』pp.4-10。

関わりをもつ主な主体が誰かという観点から便宜的に分類した。また、「行く」「働く」について、田中は地域に行かずに活動することを「働く」としているが、この図では、地域に出向かないオンライン上の行動と地域に出向いた対面での行動を区別せずに、地域において働き何らかの価値を創出する行動を「働く」とした。とはいえ、「行く」と「働く」の間に明確な線引きは難しいため、あくまで相対的な分類にすぎない。

次に、縦軸は、「地域の主体との関わり」の程度としている。公・共・私の各領域における主な地域の主体は先述のとおりであるが、自治体が自治体行政、自治体議会、自治体住民の三者によって構成されることを踏まえれば、広い意味で「自治体との関わり」といいかえてもよい。実際には、関係人口のとする行動の内容は多様であるため、関わり方の強弱はあくまで大まかなイメージで捉えている。

図2 関係人口の行動と自治体の関わり、政策分野の関連性（イメージ）



注：図中の「CF」は「クラウドファンディング」の略。

出典：筆者作成

（２）自治体は関係人口との「関わり」から何を得ようとしているか？

以上のように横軸と縦軸をとったうえで、図 2 では関係人口の主要な行動を配置するとともに、行動と関連しうる政策分野を上部に示している。まず、「私」領域をみると、特産品の購入や観光等による継続的来訪などの行動は、観光・プロモーション政策や産業・雇用政策と関連するものであり、本報告書で取り上げた自治体では、鋸南町（第 3 章第 2 節）の道の駅・保田小学校の取り組みが当てはまる。また、関係人口が地域において副業をもち、さらには起業・創業する行動がみられ、塩尻市（第 3 章第 5 節）の MEGURU による「地域の人事部」の取り組みは、こうした関係人口の行動を活発化させ、地域の課題解決を図ろうとするものであった。

次に、「共」領域では、地域で活動する団体等への寄付や、実際に地域に赴いて住民と継続的な交流をもったり、地域の祭り・イベントに参加したりする行動が考えられる。地域の祭り・イベントへの参加が担い手としての関わりに至れば、「働く」に位置づけられるであろう。さらに、コミュニティ組織や NPO 等による地域課題解決活動に参加したり、関係人口が主体となって地域コミュニティ組織と協働しながら課題解決活動を展開したりと、関係人口がより地域と深い関わりをもって行動する事例もみられ、そこでは地域コミュニティ政策や市民活動・NPO 政策のほか、課題解決活動の内容に応じて各政策分野が関連性を有することになる。長岡市山古志地区（第 3 章第 3 節）の取り組みは、これらの「共」領域で行動する関係人口を創出し、関わりを深化させようとするものであった。

最後に、「公」領域では、財政分野に関連する行動として、ふるさと納税等が挙げられる。ふるさと納税が単なる返礼品を期待した行動であれば、「私」領域の特産品購入と大差ないが、自治体の政策に共感し、それを応援するための財源負担としてふるさと納税という行動を行うのであれば、まぎれもない「公」領域の行動と捉えられるだろう。紫波町（第 3 章第 1 節）の NFT を活用した返礼品開発などが、財政分野の取り組みに該当する。さらに、関係人口のアイデアを政策形成に反映させたり、関係人口が政策実施における協働の担い手として行動したりすることが想定され、その場合は企画部門や内容に応じて各政策分野が深く関連することになる。紫波町の「デジタル紫波町民制度」や小菅村（第 3 章第 4 節）の「こすげ村人ポイントカード」、三木町（第 3 章第 7 節）の「ふるさと住民制度」などは、公共私に関わらず地域とかわりをもとうとする関係人口を可視化しようとするものであるが、今後可視化された関係人口に対する意見やアイデアの募集と政策への反映といった関わりが深まれば、関係人口と自治体行政の参加・協働を展望することができよう。

このほか、図 2 には示していないが、地域と関わりをもつ関係人口の移住を

推進することも想定され、静岡県など（第3章第6節）の移住・定住政策が該当する。

このように、一口に関係人口といっても、関係人口の行動や地域との関わり方は実に多様なものがあり、自治体行政が関係人口を政策対象とする場合、関連する政策分野もまた極めて多岐にわたる。自治体が関係人口から何を得ようとしているのかも、実際の政策展開を踏まえれば、特産品等の購入や観光等で来訪し消費活動を行う「顧客」、ふるさと納税等の寄付を行ういわば「投資者」、地域で業を営む「働き手」ないし地域コミュニティにおける活動の「担い手」、地域に変化をもたらさうる関係人口の「アイデア・ノウハウ・ネットワーク」、自治体の政策過程における「参加・協働のパートナー」、人口の社会増に資する「移住・定住者」など、さまざまな側面が挙げられよう。したがって、関係人口のどのような側面に期待して政策を展開するかは、地域の置かれている状況や課題認識に基づき、判断する必要がある。いずれにせよ、自治体行政が関係人口の創出や関係人口との関わりを深化に向けて真剣に取り組もうとすれば、一政策分野での対応では足りず、総合的な政策対応が求められることを強調しておきたい。

3. 参加・協働の担い手としての関係人口

(1) 参加・協働の観点から関係人口を捉える意義

このように関係人口と自治体の関わりと整理したうえで、以下では、参加・協働の観点から検討を進める。なぜなら、関係人口という概念や自治体における関係人口創出の取り組みに対して、批判的な見方もあるからである。例えば、前者について貞包は、関係人口が注目されていることに対して「どこまで意味があるか」と疑問を提起し、関係人口とは「突き詰めれば、ある地域の産物やそこでの経験を買う『消費者集団』につけるのではないか」と指摘している⁵⁰。また、後者について河井は、「定住人口の獲得が実質的に困難になった状態の糊塗に微温的に『関係人口』ではないか」と指摘している⁵¹。

「消費者」としての関係人口の創出は、地域経済への貢献という点で政策的意味はあるが、それだけでは自治体の総合的な政策対応の必要性としては弱い。これらの批判を踏まえれば、移住・定住政策の次善策としての関係人口を超えて、自治をより豊かにすることに資する関係人口との向き合い方を展望する必要がある。そこで、参加・協働の観点から関係人口を位置づけることを試みたい。

まず確認したいのが、先述のように、関係人口の行動は、「消費者」としての

⁵⁰ 貞包英之（2018）「『SNS 映え』で観光客も増えた地方が、活性化しないのはなぜ…？」現代ビジネス（<https://gendai.media/articles/-/55109>）。

⁵¹ 河井孝仁（2018）「地域参画総量が地域を生き残らせるー『関係人口』を超えて」ガバナンス 202号、p.27。

行動にとどまらない点である。地域で起業・創業し、ビジネスを通じて地域の課題解決を担っている関係人口、地域においてコミュニティ組織やNPO等の公共的な活動に参加し、あるいは自ら課題解決活動を立ち上げる関係人口、自治体の政策形成過程の議論に参加してアイデアを提供する関係人口など、「消費者」に較べて人数は少ないとしても、公共私各領域において地域づくりに関わろうとする、関わっている関係人口は確かに存在するのである。

こうした関係人口を参加・協働の観点から捉えるとき、「地域公共人材」の議論が参考になるであろう。地域公共人材は、「大きな政府という公共主体が前提であった公共空間が、あらゆる社会的主体が公共に関与する新たな公共空間に構造転換をすることに伴って、その構造転換を担い主導するために求められる社会的な人材の総称」⁵²と定義される。地域づくりに関わる関係人口を、「地域の新しい課題に素早く気づき課題解決に取り組んだり、人と人をつないで解決策を立てる場を形成したり、専門的なノウハウやネットワークをしたりする『地域の公共を担う人材＝地域公共人材』」⁵³と考えることはできまいか。そうすることで、関係人口を単なる「消費者集団」を超えて、住民や行政とともに地域づくりに取り組む人々として捉えることが可能となる。

（２）自治体運営における関係人口の位置づけ～自治基本条例から考える～

それでは、地域公共人材としての関係人口を、自治体運営においてどのように位置づけることができるであろうか。関係人口という概念が注目される以前から、自治体運営において、居住していないながらも地域と一定の関わりを持つ人々を位置づけようとする試みは存在してきた。協働条例や自治基本条例等において、住民以外の主体を参加・協働の担い手たる「市民」⁵⁴として位置づける例が多く見られる。

その一例として、筆者が策定過程に関わらせていただいた経験のある「新宿区自治基本条例」（2010年制定）を取り上げたい。この条例では、第1条に条例の目的を規定しており、逐条解説において、『「地域のことを誰が、どうやって決めるのか』ということについて、新宿区の自治の基本理念に基づいて、区政運営の原則及び区民、議会、区長の責務等を定め、新宿区のさらなる自治の実現を図る

⁵² 今川晃・梅原豊編（2013）『地域公共人材をつくる—まちづくりを担う人たち』法律文化社、p.16。

⁵³ 同上書、p. ii。

⁵⁴ 自治体ごとに、区分に応じてそれぞれ「市民」「区民」「町民」「村民」と定義されているが、本稿ではそれらを合わせて「市民」としている。なお、ここでいう「市民」は、政治学において議論されてきた「市民」(citizen)とは異なるが、地域公共人材としての「市民」は、「市民」(citizen)の議論とも一定の重なりをもっている。

ことを目的としています。」⁵⁵と説明している。

そのうえで、条例に規定する「区民」を、「区内に住所を有する者並びに区内で働くもの、学ぶ者、活動する者及び活動する団体」(第2条)と定義している。その趣旨は、逐条解説において、「新宿区の自治や地域の課題解決のためには、新宿区に住所を有する者が中心であることはもちろんですが、新宿区に関わる様々な主体が担い手となることが欠かせません。このことは、住民だけでなく、新宿区で働く人や学ぶ人、活動する人も地域の発展や住民福祉の向上などの様々な場面で、積極的に地域に関わり、新宿区の自治に協力していくということです。」⁵⁶と説明されている。

新宿区自治基本条例は、区民委員32名⁵⁷と学識経験者1名によって構成される「区民検討会議」が各条文の素案を作成し、行政(自治基本条例検討委員会)と議会(自治・地方分権特別委員会)がそれぞれ素案を検討したうえで、三者の代表者(各6名、計18名)による「検討連絡会議」において議論・調整を行い条例案にまとめるという特徴的な策定過程をとっている。各条文の検討にあつては、区民検討会議の意見が尊重されており、逐条解説もまた検討に参加した区民の思いを反映している。

「地域のことを誰が、どうやって決めるのか」という問いは、関係人口と自治体の関わりを考えるうえでも重要である。また、区民の定義は、通勤者・通学者等を主に想定しているが、地域づくりに関わる関係人口もまた「区内で働く者、学ぶ者、活動する者」であることは疑いないであろう。その意味で、関係人口もまた「区民」であつて、区政に関する情報を知り、公共サービスを受け、区政に参加し、自治の担い手として生涯にわたり学ぶ(第5条)権利を有するとともに、「互いの自由及び人格を尊重し、良好な地域社会の創出に努める」(第6条)責務を負うことになる。そして、区政運営において、行政が「区政への参加及び協働の機会を提供する」(第14条)対象として位置づけられるのである。

⁵⁵ 新宿区(2010)「新宿区自治基本条例逐条解説」p.4。

⁵⁶ 同上資料 p.5。

⁵⁷ その内訳は、区内を10地区(特別出張所ごと)分けて2005年に設立された地域コミュニティ組織である地区協議会の推薦10名、町会・自治会の推薦3名、NPOの推薦3名の計16名の団体推薦委員と、同数の16名の公募委員である。

4. 関係人口と歩む協働型自治体運営の課題と展望

(1) 関係人口との参加・協働における課題

これまで、地域づくりに関わる関係人口を地域公共人材として捉えるとともに、地域と関わり「働く者、学ぶ者、活動する者」＝「市民」として自治体運営に位置づけられることを論じてきた。しかしながら、このことは、住民と関係人口を同一の存在として観念できることを意味しない。自治体の意思決定は、住民による直接参政を制度上組み込みつつ、住民を基盤とした代議制民主主義のもとでなされるものである。また、自治体の役割は「住民の福祉の増進を図ることを基本」（地方自治法第1条の2）としている。協働型自治体運営にあつては、一方で住民とともに関係人口を「市民」として位置づけつつ、他方において住民と関係人口の相違が踏まえられなければならない。表1は、住民と関係人口の相違点を踏まえつつ、関係人口の参加・協働において想定される主な課題（リスク）を、関係人口が関わりをもつ対象に応じて整理を試みたものある⁵⁸。

まず、関係人口同士の関わりあいを考えると、関係人口は、住民のように「居住している」ことからくる地縁や共同性をもつわけではなく、「関心がある」という点で緩やかなつながりをもつにすぎない。個々の関係人口が「関心」をもつ対象はさまざまであり、関心の強さもそれぞれ異なっている。住民と較べて、関係人口の関心や関与は移ろいやすい傾向があろう。このような特徴から、いくつかの課題が想定できる。まず、そもそも地域に関心をもつ関係人口が少数にとどまり、強い関心をもつ関係人口がいたとしても、同じ関心をもつ「同士」が見つからず、結果として関係人口による「関わり」の深化につながらないことが考えられる。そのため、各自治体において、関係人口の創出に向けた取り組みが模索されてきた。また、いくつかの自治体で取り組まれているように、Discord等を通じて関係人口同士の交流や議論を行う場合も、その関心の違いから意見対立が生じ、自由闊達に意見を出しあうことが困難になり、肝心のアイデアや事業の創出につながらないことが考えられる。さらには、仮に事業の創出に至り、関係人口を主体とする何らかの組織化が図られたとしても、活動の方針の対立やリーダーシップの欠如等の要因から、組織の運営そのものが危ぶまれる事態が生じるリスクがある。このほか、関係人口に限ったものではないが、活動時に災害や不慮の事故等が発生し、参加者が損害を被るリスクも想定される。

⁵⁸ 協働におけるリスクを検討した先行研究として、今川晃・山口道昭・新川達郎編（2005）『地域力を高めるこれからの協働』第一法規が挙げられる。本稿における関係人口の参加・協働における課題（リスク）の想定は、本書の検討（pp.199-208）を参考にしている。

表1 関係人口の参加・協働において想定される課題（リスク）

関わりをもつ主体	想定される課題	課題の内容
関係人口間	地域への関心 地域との関わり	当該地域に関心をもつ関係人口が少数にとどまる 関係人口による「関わり」が深化されない
	意見対立	関係人口間の意見対立が生じ、自由闊達な議論がなされなくなり、アイデアや事業等が創出されない
	組織運営	組織化された場合、方針の対立やリーダーシップの欠如等、組織の運営が危ぶまれる事態に直面する
	災害・事故等	行動時に災害や不慮の事故等が生じ、損害を受ける
関係人口と 地域住民	住民の無関心 よそ者の排除	関係人口の意見や行動に対する地域住民の理解・関心が高まらず、よそ者の排除の論理が働く
	地域住民との対立	地域の実情に対する理解不足、立場の違いなどから意見対立が生じ、協働が困難になる
	負担の偏重	過度の期待がかけられ、関係人口に負担が偏重する 関係人口との関わりが地域住民の負担を増大させる
関係人口と 自治体行政	正統性の問題	関係人口との協働によって形成された政策が、住民の多数意見・代議制民主主義の決定と対立する
	意見反映の欠如	関係人口の意見やアイデアが政策に反映されず、関係人口の不満が高まり、関わりが弱まる
	協働の成果	関係人口との協働が住民の福祉の増進につながらない
	協働の継続性	さまざまな要因から、関係人口と自治体行政の協働を継続することが困難になる

出典：筆者作成

次に、関係人口と地域・住民の関わりにおける課題を考えたい。関係人口は、地域の出身者であったり転勤等で地域に居住経験があったりする場合もあるが、そうでない場合も少なくない。そのため、地域の実情や直面している問題について、住民と同じように情報をもつことは困難であるし、認識の相違も生じうる。そうしたなかで、いくつかの課題が想定されよう。まず、関係人口の意見や行動に対する地域住民側の理解や関心が高まらず、“よそ者”である関係人口に対する排除の論理が働くことが考えられる。また、関係人口と地域住民の間に深刻な意見対立が生じ、地域づくりにとともに取り組むための協働が困難になることも考えられる。さらには、実際に地域を訪れ、活動する関係人口が現れたとしても、関係人口に過度な期待がかけられ、関係人口の負担が増大する、あるいは逆に関係人口との関わりが地域住民に大きな負担を生じさせる恐れもある。

最後に、関係人口と自治体行政の関わりのなかで生じる課題である。ここでは、意思決定における民主主義の原理や自治体の役割のなかで、住民と関係人口の相違に起因する課題が想定できる。まず、関係人口の意見やアイデア等を生かすべく、関係人口の参加・協働を通じて政策形成を図ったとき、その内容が住民の多数意見やそれを基盤とする首長・議会の決定と対立することが起こりうる。一方で、こうしたリスクを恐れ、関係人口の意見反映が欠如してしまうと、関係人口の「関わりがい」が失われ、関心の低下や関わりの減退を招くという別の課題が生じる。また、こうした課題を乗り越え、関係人口との協働による政策実施が行われたとしても、地域の実情の把握や地域の課題認識といった問題から、肝心の「住民の福祉の増進」につながらないことがないとはいえない。そして、これまで指摘したリスクが顕在化した結果、さまざまな要因から関係人口と自治体行政の協働を継続することが困難になることがありえよう。

なお、このように住民と関係人口の相違を踏まえて課題（リスク）を想定したとき、関係人口との参加・協働を進めるうえで、DAO という形態が果たして最善なのかどうかという疑問が生じる。紙幅の都合上、本節ではこの点について検討できていないが、他節において DAO の検討がなされているため、併せて参照されたい。

（２）課題に対応した協働型自治体運営に求められる視点

表 1 で示した課題はあくまで想定されるものを列挙したものであり、関係人口の参加・協働の試みを否定するものではない。重要なのは、これらの想定される課題に対応した協働型自治体運営を確立することである。最後に、抽象的な指摘にはなるが、関係人口を射程に入れた協働型自治体運営を進めるうえで求められるいくつかの視点を提示しておきたい。

第一に、自治体が関係人口との関わりを深化させる目的や自治体運営における関係人口の位置づけを明確化し、住民と共有することである。この点について、本節では、関係人口を地域公共人材と捉え、地域において地域のために活動する「市民」として位置づけることを論じてきた。また、関係人口の参加・協働は多岐にわたる政策分野と関連するものであり、総合的な政策対応が必要になることを踏まえれば、総合計画等において全庁的な方針を示すことも有効であろう。

第二に、想定される課題に対応した参加・協働のしくみとルール構築が必要となるが、そのあり方を住民参加の意義から考えたい。佐藤は、住民参加の現代的意義は、「行政の客体＝被支配者にすぎなかった住民が、…その主人公＝支配者にふさわしく、責任をもって行政に主体的にかかわっていくことにみいだされなければならない」⁵⁹としている。したがって、「ただ単に行政に意見を述べ

⁵⁹ 佐藤竺（1990）『地方自治と民主主義』大蔵省印刷局、p.128。

るとか、その執行の手伝いをするとといった程度のものを住民参加と呼ぶわけにはいかず、「住民が他人事のような傍観者の立場を取ることなく、積極的にその（利害・意見の）調整に乗り出して主人公としての責任を果たす」（括弧は筆者加筆）⁶⁰ことを指すと論じている。

これらの指摘を踏まえて関係人口の参加のあり方を考えると、まず参加が「行政に意見を述べる」ものにとどまる場合、意見調整は専ら行政が担うことになるが、それでは住民や関係人口が客体となってしまうばかりか、行政の負担が増大し、調整のあり様によっては表 1 の地域住民と関係人口の意見対立、さらには正統性の問題や意見反映の欠如という課題に直面することになる。したがって、自治の主人公としての住民の責任及び活動する「市民」としての関係人口の責任を自覚しつつ、相互間の議論を通じて自律的な意見調整がなされることが求められよう。そのためのしくみとしては、関係人口の関心の低下や地域住民の無関心に対応して、関係人口が地域の実情を知り、地域の直面する課題について学ぶ機会を組み込むことや、関係人口の意見対立や地域住民との対立、負担の偏重に対応して、自律的な意見調整をもたらす議論の場を設定することが考えられる。

また、参加と議論のルールの構築も重要である。関係人口の側は、地域が住民の生活の場であることを十分に認識することが求められ、住民の側も関係人口が地域に対する思いや活動する意欲をもつ地域づくりのパートナーであることを認識した積極的傾聴が求められよう。意見調整にあたっては、ファシリテーターの存在も欠かせない。そして、自律的な調整を通じて合意された意見は、個々の住民や関係人口が述べる意見とは異なる意味をもつことになり、「正統性の問題」が生じるリスクの低減につながることを期待できる。

第三に、関係人口と地域住民の協働による地域づくりの事業や、関係人口と自治体行政の協働による政策実施が展開される場合に、その成果や継続性が課題となる。そこでは、協働事業が住民の福祉の増進に寄与しているかどうか問われることになるが、「これまでの行政評価は、効率化や効果の観点からのみ論じられている傾向がある」⁶¹点に留意が必要である。すでに、参加型評価の導入や、協働事業における相互評価・第三者評価の実施が各自治体において進められており、協働の理念を踏まえた関係人口、住民、行政の三者による評価のあり方の検討が求められる。

以上、関係人口との参加・協働を見据えた自治体運営の構築において求められるいくつかの視点を指摘したが、本節における検討は、紙幅の都合と筆者の能力の限界から、あくまで大まかなものにとどまっている。協働型自治体運営のより具体的なあり方を展望するためには、個々の事例の綿密な分析を通じて、より細

⁶⁰ 同上書、p.129。

⁶¹ 今川・山口・新川編前掲書、p.202。

部にわたって課題と対応策を検討することが必要であり、今後の課題としたい。本節では、関係人口を地域公共人材として捉えているが、地域や公共への向き合い方は多様なものがあり、今川は、「自己実現型」「人間形成型」「相互理解・連携型」「特定課題認識型」「自治の仕組み形成型」という 5つの人材像を提示している⁶²。関係人口との関わりの深化を通じて、関係人口と住民の双方から多様な地域公共人材が生まれ、活躍することを願って、本節を終えたい。

⁶² 今川・梅原編前掲書、pp.78-85。